

鶴ヶ島駅周辺商店街 スタンプラリー



詳細は、5月下旬ごろ市ホームページでお知らせします！

ガーデンパークのオープニングイベント(Railway Park フェスティバル)開催に合わせて、スタンプラリーを実施します。
鶴ヶ島駅周辺の商店街・鶴ヶ島市と共にガーデンパークのオープンを盛り上げましょう！

問合先 産業振興課商工労政担当

開催期間 **6月1日(土)～6月9日(日)**

鶴ヶ島駅西口商店会および鶴ヶ島東栄会の対象店舗にご来店したお客様(購入の条件なし)に対し、専用紙にスタンプを押します。5店舗以上のスタンプが押された専用紙と引き換えに、6月9日(日)行われる **Railway Park フェスティバル会場にて記念品と交換**します！

【鶴ヶ島駅周辺まちづくり】

空き店舗対策事業を実施します

問合先 産業振興課商工労政担当

店舗改修費 **最大100万円**(補助率1/2)

家賃 **最大月額5万円**(補助率1/2 最大12か月)

補助します！



鶴ヶ島駅周辺まちづくりの一環として、鶴ヶ島駅周辺における区域(左図参照)を対象として、空き店舗などを活用した市内進出事業者などの支援を行います。

今後、空き店舗の解消を図るとともに、鶴ヶ島駅周辺まちづくりの一環として、鶴ヶ島駅からガーデンパークの経由ルートに存在する商店街との相乗効果により、地域経済の活性化や地域の魅力創出に関する事業を実施していきます。

災害対策を万全に



問合先 危機管理課防災危機管理担当

「自主防災組織」を設立しませんか

自主防災組織とは・・・「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、自主的に防災・減災活動に取り組む地域組織です。

なぜ自主防災組織が必要か・・・大規模な災害が発生した場合、救助などの要請が殺到することが予想され、市や消防などの防災関係機関の対応が行き渡らない可能性があります。そのため、地域が結束して普段から地域のために「救出救護や避難所運営」などの防災・減災活動を行うことで、災害時に地域の被害を抑えることが極めて重要です。また、平常時も地域で「防災備蓄物の整備」などを行うとともに、「防災訓練や救命講習」を実施することで、防災知識を深め災害時に備えることができます。



詳細はこちら

ご相談ください

市では自主防災組織の設立を検討されている自治会向けに講座の開催や相談を受け付けています。自主防災組織を設立したいけど何をしたらよいかわからないなど、お悩みがありましたらお気軽にご相談ください。



補助金を交付します

市では自主防災組織を設立した場合、その活動に必要な防災資機材などの整備に対し、1回に限り補助金を交付しています。

補助額 基準額と加算額を足した額を限度として、対象経費の3分の2以内の額を補助

基準額 5万円

加算額 150世帯から1世帯増えるごとに100円を加算

防災行政無線の放送内容と確認方法について

市では、58か所に防災行政無線のスピーカーを設置しています。防災行政無線とは、災害時などに市民の皆さんへ広く周知が必要な情報を伝える設備です。放送内容が聞き取りづらい方のために、情報提供サービスを実施しておりますので、登録・確認をお願いします。

市公式アプリ つるポッケ

災害時に市から発信される災害情報がいち早く通知され、防災行政無線内容の確認、避難所の情報、市内道路の通行止め状況、鶴ヶ島市における台風や豪雨のリアルタイム状況など、防災に関する様々な情報が確認できます。



市ホームページ 市公式X(旧ツイッター) 市公式LINE

防災行政無線の放送と同時に放送内容を文字により確認することができます。



HP



X



LINE

今年度から
連携スタート

つるがしま メールマガジン

登録したメールアドレス宛に防災行政無線の放送内容を配信するサービスです。配信項目で「防災行政無線メール」を選択すると放送と同時にメールが配信され、防災行政無線の内容をスマートフォンなどの携帯電話で確認することができます。



メール
マガジン

防災行政無線 テレホンサービス

電話をかけることで、防災行政無線の放送内容を自動音声で確認することができます。

☎0800・800・6378(無料)

※ 050で始まるIP電話をお使いの方は以下の番号からお願いします。

☎049・271・1717(有料)

※ 防災ラジオによる放送は終了しています

令和3年3月の防災行政無線デジタル化工事完了に伴い、防災ラジオでは、防災放送が受信できなくなりました。FM/AM放送の受信や懐中電灯としては引き続き使用できますので、非常時などにご活用ください。



5月は消費者月間です

Consumer Month

問合せ 消費生活センター ☎049・271・1111

消費者月間とは？

「消費者保護基本法(消費者基本法の前身)」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされました。

令和6年度消費者月間 統一テーマ

【デジタル時代に求められる消費者力とは】

デジタル化やAI技術の急速な進展により、私たち消費者を取り巻く取引やサービスが発達し利便性が増えています。一方で、リスクも多様化しておりデジタル化に伴う消費者トラブルが増加しています。こうした中で、デジタルサービスの仕組みやリスクに対する理解を高め、「適切に情報を収集・発信する」という力と消費生活において常に求められる「気づく・断る・相談する」という力、“消費者力”を高めていくことが必要です。

ネット通販の定期購入

トラブルに備え、スクショ習慣を！

広告や最終確認画面をスクリーンショット(※)する習慣を身に付けるようにしましょう。自分が申し込む内容を意識して再確認するきっかけとなるだけでなく、トラブルが発生した際に、スクリーンショットした情報が証拠となって解決につながります。さらに販売業者から届くメールに目を通し、契約内容の確認を行いましょう。

※ スクリーンショット(スクショ)とは、携帯電話やパソコンの「今表示されている画面」を画像として保存する機能です。商品注文後、画面表示が変更され、注文時と同じ画面が確認できなくなる可能性があります。注文時の画面を残しておくためにスクリーンショットすることが大切です



〈消費者庁イラスト集より〉

保存する機能です。商品注文後、画面表示が変更され、注文時と同じ画面が確認できなくなる可能性があります。注文時の画面を残しておくためにスクリーンショットすることが大切です

屋根工事

こんな勧誘トークにご注意！

突然訪問してきた業者から「屋根が壊れているのが見えた」などと言われ、無料点検の後に屋根修理工事を契約させられる相談が増えています。トラブル防止のために典型的な勧誘トークを知っておきましょう。

「近くで工事をしています。ご挨拶に伺いました」
「瓦が飛んで近所の人に迷惑がかかりますよ」
「今日、契約するなら特別に安くしますよ」



〈消費者庁イラスト集より〉

見知らぬ業者に訪問され、無料点検を持ちかけられても安易に点検を依頼しないようにしましょう。また、工事が必要な場合でも家を建てた工務店に相談するなど、必ず複数社から見積もりを取り、その場で契約することはやめましょう。

「おかしいな？」と思ったら、消費生活センターへ

相談日時

- ・月～金曜日(来所相談・電話相談)：9時30分～12時、13時～15時
- ・土曜日(電話相談のみ)：9時30分～12時

持ち物

- ・契約書 ・保証書 ・写真
- ・購入のきっかけとなった広告やパンフレット
- ・保存してある画面やURL、メール
- ・契約までの経緯を時系列にまとめたメモ など

商品やサービスの契約トラブル、製品事故に関する相談、消費生活に関する問い合わせに応じています。

消費生活専門弁護士の相談もご利用ください

「債務整理の方法を知りたい」「賃貸アパートの原状回復費用を請求された」など、契約について専門家の意見が聞きたいときはご相談ください(要予約)。

相談日時 毎月第4金曜日(原則)：13時～17時(相談時間30分)



6月は環境月間です

Environment Month



問合せ 生活環境課環境推進担当

環境月間とは？

6月5日環境の日は、1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念し定められたものです。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」(1993年)が「環境の日」を定め、国、地方公共団体などにおいて、この趣旨にふさわしい各種の行事などを実施することとしています。

我が国では、環境省の主唱により1991年度から6月の1ヶ月間を「環境月間」とし、日本全国、また世界各国でもこの日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため様々な行事が行われています。

つるがしま 市民環境まつり2024

主催：つるがしま市民環境まつり実行委員会

後援：鶴ヶ島市

📅 6月1日(土)

📍 市役所(1階、5階、市役所東側緑地)

【ワークショップとスタンプラリー】 10時～12時

①1階ロビー：環境啓発月間展示、生ごみ処理器キエーロ実演

②5階会議室：こねこね石鹸で造形づくり・ハギレで作る可愛い小物づくり・森の材料で工作・紙の箱と紙のプレートづくり・押し花のしおりづくり・間伐材を使ったコースターの絵付け・漁網リサイクル製品開発プレゼン

③庁舎東側緑地：竹細工体験・縄ない体験 ※ 雨天中止
：展示販売車

【食品ロス削減キャンペーン】 10時～12時 1階ロビーにて値引きシールを集めたシートと、景品交換

【意見交換会】 13時～15時 5階会議室
テーマ『共有しよう！自分で出来る脱温暖化の取組』

環境団体や、環境問題に取り組む企業の人たちと一緒に話してみよう！

👉 ワークショップの参加や展示見学をしてスタンプを集めると、プレゼントがもらえます。

環境月間啓発展示

展示期間 5月31日(金)～6月14日(金)

📍 市役所1階ロビー

企業、環境団体による活動やゼロカーボンへの取組紹介など

生ごみ処理器キエーロを販売します

受付開始：5月7日(火)から



箱型(底あり)キエーロ

高さ70cm×幅90cm×奥行50cm程度
庭やベランダなどで使用できます。



直置き型(底なし)キエーロ

高さ40cm×幅90cm×奥行50cm程度
畑や花壇の上に直接設置して使用できます

《キエーロとは》

箱の中に黒土※を入れ、黒土の中のバクテリアが生ごみを分解してくれる仕組みになっており、電気などは使用しません。使い方は、黒土に穴を掘って、刻んだ生ごみと水を混ぜて埋めるだけ。生ごみの種類にもよりますが、夏場なら1週間ほどで分解されます。正しく使えば臭いや虫の発生もほとんどなく、生ごみを処理することができます。生ごみを自己処理することで、燃やせるごみも少なくなって、ごみ出しも楽になります。自宅で気軽にできるゼロカーボンの取組として、キエーロを始めてみませんか？

※ 黒土は各家庭でご用意ください

《購入方法》

販売基数：箱型8基・直置き型4基(先着順)

📍 市内在住で市税を完納している方で、キエーロを良好な状態で維持管理できる方

📄 7000円

受渡方法：購入希望の方は、生活環境課窓口でお申し込みください。後日、購入決定通知書を送付しますので、窓口にて代金と引き換えにキエーロをお渡しします。キエーロの製作には少々お時間がかかります。お持ち帰りが困難な方は、事前にご相談ください。



①穴を掘って



②刻んだ生ごみと水を入れ



③黒土とよく混ぜ合わせ



④乾いた黒土でふたをする

※ キエーロの製作費用には、森林環境譲与税を活用しています

高齢者補聴器購入費を助成します

問合せ 健康長寿課地域包括ケア推進担当

高齢者補聴器購入費助成限度額

- 市民税非課税世帯の方 5万円
- 市民税課税世帯の方 2万円

聴力の低下により日常生活に支障を来している高齢者を対象に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。



詳細はこちら

対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 市内に住所を有する65歳以上の方・ 両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満(中等度難聴)の方、または医師が特に補聴器の必要性を認めた方 ※ いずれも医師意見書が必要・ 聴覚障害による補聴器(補装具費)の交付を受けられない方(身体障害者手帳の交付対象とならない方)・ 市税の滞納がない方
助成対象費用	医療機器認定を取得している補聴器の購入に関する費用(診察・聴力検査料、文書作成料、修理費用、送料などを除く)
手続き	<ul style="list-style-type: none">・ 様式(申請書および医師意見書の様式)を健康長寿課窓口または、ホームページより入手し、医療機関受診後、健康長寿課窓口へ提出してください。・ 助成決定後に、補聴器を購入。請求後入金します。・ 助成金交付決定前に補聴器を購入された場合は、対象外となりますので、ご注意ください。

※「聞こえの学習会」P24を参照

鶴ヶ島市職員募集

問合せ 人事課人事担当

市では、令和6年10月1日付けで採用予定の市職員の採用試験を行います。

募集職種および人数

- ・ 一般行政職(事務) 2名程度
- ・ 一般行政職(学芸員) 1名程度
- ・ 一般行政職(建築)〔職務経歴者〕 1名程度
- ・ 保育士〔職務経歴者〕 2名程度

受験資格 市ホームページを



申込はこちら



ご覧ください。

申込方法 5月13日(月)～26日(日)までに専用フォームから

1次試験日 6月9日(日)

固定資産税の令和6年度評価替えについて

問合せ 税務課資産税担当

土地と家屋については、原則として基準年度(3年ごと)に評価額の見直しを行います。これを「評価替え」といいます。令和6年度はこの基準年度にあたります。

この評価替えは、土地と家屋の3年間における価格の変動に対応し、評価額を均衡のとれた適正な価格に見直すものです。原則として、令和7年度および令和8年度は、新たな評価替えを行わず据え置きとなります。ただし、土地については、地価の下落によ

南市民センター整備基本計画策定のワークショップを開催します

問合せ 南市民センター ☎049・287・0235

南市民センターは、令和11年度に移転・オープンする予定で、今年度は整備基本計画を策定します。計画の策定にあたっては、市民参加のワークショップを開催し、機能や整備の内容について検討します。

利用されている方はもちろん、新しい施設ができたなら利用したいと考えている方など、様々な方々から意見を伺います。ぜひ、ご参加ください。

ワークショップは、今年度

り価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行うこととなります。

また、償却資産については、毎年1月1日現在の状況を1月31日までに申告していただき、それに基づいて毎年評価し、価格を決定します。

詳しい評価替えの仕組みなどについては、お問い合わせください。



申込はこちら

森林環境税について

問合せ先 税務課市民税担当

森林環境税は、森林の整備およびその促進に関する施策の財源に充てるために創設された国税で、国内に住所を有する個人に対して課税されます。令和6年度から年額1000円が課税され、個人市県民税均等割と併せて市が徴収します。

個人市県民税均等割は、東日本大震災復興基本法などに基つき平成26年度から年額1000円引き上げられていますが、令和5年度で終了したため、令和6年度からの均等割の税額は4000円(市民税3000円・県民税1000円)となります。

そのため、令和6年度から個人市県民税均等割と森林環境税を併せた年額は5000円となり、令和5年度までと変わりません。

納税通知書送付のお知らせ

問合せ先 税務課市民税担当、資産税担当

令和6年度分の納税通知書を次のとおり送付します。納税通知書が届かない場合はご連絡をお願いします。

名称	対象者	送付予定期日	問合せ先
固定資産税 都市計画税	令和6年1月1日現在、市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方 ただし、同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額が一定の額(土地:30万円、家屋:20万円、償却資産:150万円)に満たない場合は、課税されないため、納税通知書は発送しません。	5月上旬	税務課 資産税担当
軽自動車税 (種別割)	令和6年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または二輪の小型自動車を所有している方	5月上旬	税務課 市民税担当
個人市県民税 森林環境税	令和6年1月1日現在、市内に住所があり給与から個人市民税・森林環境税が天引き(特別徴収)される方 ※ 勤務先の会社などに送付します	5月中旬	税務課 市民税担当
	上記以外の方	6月中旬	

都市計画変更案の縦覧について

問合せ先 ①県都市計画課 ☎048・830・5341、市都市計画課都市計画担当
②県下水道事業課 ☎048・830・5458、市都市計画課都市計画担当

坂戸都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を行います。

縦覧
内容 ①「坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、②「坂戸都市計画区域区分」の変更案(県決定)、③「坂戸都市計画下水道」の変更案(県決定)

日時 5月10日(金)～24日(金)8時30分～17時15分、(土、日曜日を除く)

場所 ①市都市計画課、県都市計画課、県飯能県土整備事務所、坂戸市都市計画課、②市都市計画課、県下水道事業課、坂戸市都市計画課(県ホー

市県民税の定額減税

問合せ先 税務課市民税担当

令和6年度、市県民税の定額減税が実施されます。

対象 市県民税所得割の納税義務者で、合計所得金額が1805万円以下の方(給与収入のみの場合、給与収入2000万円以下の方)

定額減税額 次の金額の合計額が市県民税所得割額から控除されます。

納税者本人 1万円

控除対象配偶者および扶養親族(国外居住者は除く) 1人につき1万円(定額減税額が所得割額を超える場合には、所得割額を限度とします)

※ 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者は除く)につきましては、令和7年度分の所得割額から1万円を控除します

県都市計画課 HP

県下水道事業課 HP

県電子申請届出サービス

軽自動車税(種別割)の減免のお知らせ

問合先 税務課市民税担当

障害のある方(以下「障害者」という)などが所有する車両について、一定の要件を満たす場合は、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます(障害者1人につき普通自動車を含めて1台に限る)。

減免の対象となる軽自動車

① 障害者が所有する軽自動車です(自らが運転するもの)

② 障害者または障害者と生計を一にする方が所有する軽自動車です(障害者の通院、通学、通勤または仕事のためにその方と生計を一にする方が運転するもの)

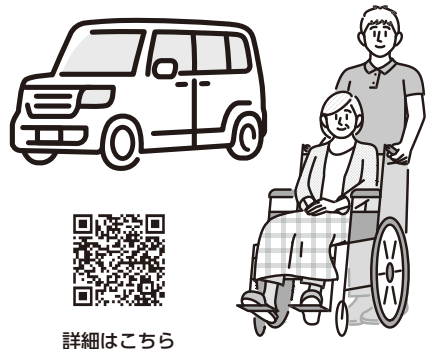
③ 障害者のみで構成される世帯の方が所有する軽自動車です、その方を常時介護する方が運転するもの

④ 軽自動車の構造が、障害者が利用するためのもの

※ 障害区分などにより減免の対象にならない場合もあります。詳細は市ホームページをご確認ください

また、①～③については自動車検査証または軽自動車届出済証に「事業用」と記載されているものは除きます

※ 昨年度減免された方も毎年申請が必要です。なお、納



詳細はこちら

税後の減免はできません

申請に必要な書類など

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳など
- ・ 運転免許証(減免を受けようとする車両を運転する者)
- ・ 自動車検査証または軽自動車届出済証
- ・ 納税通知書
- ・ 納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カード

※ 障害者と住所が異なる運転者が、同一生計または常時介護している場合には、現況書が必要となります

申請期限 5月24日(金)

郵送による申請も受け付けています。申請用紙は、市ホームページからダウンロードできます。

自動車税(種別割)の納期限は5月31日(金)です

問合先 税務課市民税担当

自動車税(種別割)の納期限は5月31日(金)です。

納税通知書は、5月中旬頃、お手元に届く予定です。

コンビニエンスストアの窓口での納付の他、納税通知書などに記載された地方税統一QRコード(e-QR)によりスマートフォン決済アプリでの納付が可能です(PayPay、d払い、PayB、au PAY、ファミペイ、楽天ペイ、楽天銀行アプリなど)。

また、地方税お支払いサイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法での納付も可能です。

なお、自動車税事務所の4支所(大宮、熊谷、所沢、春日部)の窓口で、現金による納付はできません。

埼玉県では、自動車税(種別割)を納期限までに納税して領収書などを協賛店で提示すると、割引などのサービスが受けられる自動車税「納めてプラス!」キャンペーンを実施しています。詳しくは埼玉県ホームページをご確認ください。

※ 自動車税全般に関するこ



と、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンター(☎0570・012・229)へ。

※ 自動車税チャットボットでは、24時間365日、自動車税に関する質問にお答えします(メンテナンス日を除く)

※ 障害者の方のための減免申請については、窓口への受付に加えて、郵送および電子申請でも受け付けています。詳しくは埼玉県ホームページをご確認ください

人間ドックなどの受検費用助成について

問合せ先 保険年金課保健事業担当

人間ドックまたは脳ドックは詳しい検査を多項目にわたり行い、病気の早期発見に効果的です。国民健康保険および後期高齢者医療では、受検費用に対する補助を行っています。

対象者

- ・国民健康保険に加入し、年齢が満30歳以上の方で、申請時に国民健康保険税の未納がない方
- ・後期高齢者医療に加入している方で、申請時に後期高齢者医療保険料の未納がない方

令和6年度に75歳を迎える方へ

後期高齢者医療の健康診査、国民健康保険の特定健診および、国民健康保険の人間ドック・脳ドックの補助を受けた方は、令和6年度中の後期高齢者医療人間ドックなど補助の対象となりません。

補助回数

人間ドック・脳ドックのいずれかを年度内に1回

検査結果の提出

人間ドックの受検費用の補助を受ける場合は検査結果の提出が必要となります。

	指定医療機関	指定外医療機関
区分	人間ドック	人間ドック・脳ドック
検査料	3万8500円(消費税込)	医療機関によって異なります
補助金	2万円	消費税を除く検査料の1/2の額 限度額2万円
自己負担額	1万8500円(消費税込)	医療機関、検査内容によって異なります
検査結果	指定医療機関から市に直接提出	申請時に提出
申請方法	受検前に申請 ※ 電話申込み可	受検後に申請
持ち物	保険証	①マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類、②保険証、③振込先(銀行など)の口座情報(本人以外の口座へ振り込む場合は委任状が必要になりますので、印鑑を持参してください)、④領収書(原本)、⑤人間ドックまたは脳ドック検査結果

「食事療養標準負担額」の変更について

問合せ先 保険年金課保険給付担当

入院中の1日にかかる食事代については、療養標準負担額を被保険者が負担し、残りの部分を国民健康保険や後期高齢者医療保険などの保険者が負担しています。令和6年6月1日から食事療養標準負担額が下表のとおり変更となります。

所得区分	食事療養標準負担額	
	現在	令和6年6月1日から
住民税課税世帯	1食460円 一部260円の場合あり※3	1食490円 一部280円の場合あり※3
非課税世帯・低所得者Ⅱ※1	過去1年間の入院が 90日以内 1食210円 90日以上 1食160円	過去1年間の入院が 90日以内 1食230円 90日以上 1食180円
低所得者Ⅰ※2	1食100円	1食110円

- ※1 世帯主および被保険者全員が住民税非課税
- ※2 世帯主および被保険者全員が住民税非課税で各所得(収入-必要経費など)が0円であり公的年金収入が80万円以下
- ※3 住民税課税世帯で次に該当する場合
 - ・指定難病特定医療費を受けている
 - ・小児慢性特定疾患で助成を受けている
 - ・平成28年3月31日において、すでに1年以上継続して精神病棟に入院していて、平成28年4月1日以降も引き続き医療機関に入院している

在宅で生活するための高齢者向け福祉サービス

問合せ先 健康長寿課高齢者福祉担当

市で行っている高齢者向け在宅福祉サービスです。申請はケアマネジャーとご相談の上、行ってください。ケアマネジャーがいらない方は、健康長寿課にご相談ください。

紙おむつ給付

要介護1～5の認定のある常時寝たきり状態、重度の認知症で尿意便意が全く無いなど、常時紙おむつを使用する必要がある方に、毎月自宅まで紙おむつの配達を行い、購入費の一部を給付します。

配食サービス

要介護1～5、要支援1・2、事業対象者の認定を受けた方で、身体的、精神的な事情により、自ら食事の支度を行うことが困難であり、栄養改善が必要と認められる方に、お弁当を配達します。

徘徊高齢者見守りシール配付

認知症などにより徘徊行動のある高齢者の方に、二次元コードが印刷された見守りシールを配付します。

緊急時通報システム

疾病などが原因で緊急時の対応が困難な独居などの高齢者の急病や事故などに対応するため、緊急通報装置を設置

し、市、地域包括支援センター、消防署、業務委託業者などの関係機関の連携により、速やかに救助・援助活動を行います。

ごみ別収集サービス

要介護1～5、要支援1・2の認定があり、独居などでごみを集積所まで持ち出すことが困難かつ、福祉サービスの利用や地域の援助などが困難な世帯に対し、戸別に訪問し、ごみの収集を行います。

移送支援サービス

要介護1～5の認定のある常時寝たきり状態により、家族による移送または一般の交通機関による移送が困難な在宅の高齢者などに対し、専門の移送用車両により、外出の支援をします。

訪問理美容サービス

要介護1～5の認定のある常時寝たきり状態、それに準じた状態の方で理容店または美容店に行くことが困難な在宅の高齢者などに対し、理美容師が自宅を訪問し、理美容サービスを提供します。



各サービスの詳細はこちら



各サービスの申請書はこちら

光化学スモッグにご注意ください

問合せ先 生活環境課環境保全担当

- ・ 目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入る
- ・ 自動車の使用を控える
- ・ 乳幼児、高齢者、病弱な方は注意

注意報が発令されたら

・ 屋外での激しい運動は避ける- ・ 最新の情報をお知らせいたしますので、ご利用ください（鶴ヶ島市は「県南西部地区」に含まれます）。

かけています。

埼玉県ホームページでは最新の情報をお知らせいたしますので、ご利用ください

（鶴ヶ島市は「県南西部地区」に含まれます）。

5月から9月は光化学スモッグが発生しやすい季節です。市では光化学スモッグ注意報・警報が発令された場合、市の防災行政無線でお知らせするほか、公共施設などに看板を設置して注意を呼びかけています。

埼玉県ホームページでは最新の情報をお知らせいたしますので、ご利用ください

（鶴ヶ島市は「県南西部地区」に含まれます）。

5月から9月は光化学スモッグが発生しやすい季節です。市では光化学スモッグ注意報・警報が発令された場合、市の防災行政無線でお知らせするほか、公共施設などに看板を設置して注意を呼びかけています。

埼玉県ホームページでは最新の情報をお知らせいたしますので、ご利用ください

（鶴ヶ島市は「県南西部地区」に含まれます）。

5月から9月は光化学スモッグが発生しやすい季節です。市では光化学スモッグ注意報・警報が発令された場合、市の防災行政無線でお知らせするほか、公共施設などに看板を設置して注意を呼びかけています。

埼玉県ホームページでは最新の情報をお知らせいたしますので、ご利用ください

（鶴ヶ島市は「県南西部地区」に含まれます）。

5月から9月は光化学スモッグが発生しやすい季節です。市では光化学スモッグ注意報・警報が発令された場合、市の防災行政無線でお知らせするほか、公共施設などに看板を設置して注意を呼びかけています。

埼玉県ホームページでは最新の情報をお知らせいたしますので、ご利用ください

（鶴ヶ島市は「県南西部地区」に含まれます）。

5月から9月は光化学スモッグが発生しやすい季節です。市では光化学スモッグ注意報・警報が発令された場合、市の防災行政無線でお知らせするほか、公共施設などに看板を設置して注意を呼びかけています。

埼玉県ホームページでは最新の情報をお知らせいたしますので、ご利用ください

（鶴ヶ島市は「県南西部地区」に含まれます）。

障害者団体などの自発的活動を応援します

問合せ先 障害者福祉課障害者福祉担当

次の①②の活動を行う障害者団体および障害者支援団体で、市内に事務所があり、構成員が5人以上の団体に対し、予算の範囲内で補助金（上限あり）を交付します。

- ① 障害のある方を支援するための自発的活動
- ② ペアレントトレーニング講座の実施

申込み

5月31日（金）までに障害者福祉課障害者福祉担当窓口へ直接お持ちください。

申請書は窓口で配布するか、市ホームページからダウンロードできます。



申請書ダウンロードはこちら

は、健康な成人よりも被害を受けやすいので特に注意する

光化学スモッグが発生しやすい気象条件

天気 晴れまたは薄曇り

風向き 朝方に北寄りの弱い風が吹き、日中南寄りの風になる

風速 日中の平均風速が秒速4メートル以下

気温 日中最高気温が25℃以上

光化学スモッグとは

工場や自動車などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物に、大量の紫外線があたることにより発生するものです。目やのどの粘膜に刺激を与え、健康被害を引き起こすことがあります。

日本赤十字社会員増強運動にご協力をお願いします

問合せ 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

日本赤十字社は、日本赤十字社法により設立されている法人で、安全な血液製剤を安定的に供給する血液事業、医療事業などの人道的事業を実施しています。

日本赤十字社の様々な事業活動は、赤十字の理念や活動に賛同をいただいた皆さんからの「活動資金」によって賄われています。

日本赤十字社は、日本赤十字社法により設立されている法人で、安全な血液製剤を安定的に供給する血液事業、医療事業などの人道的事業を実施しています。

日本赤十字社の様々な事業活動は、赤十字の理念や活動に賛同をいただいた皆さんからの「活動資金」によって賄われています。

日本赤十字社は、日本赤十字社法により設立されている法人で、安全な血液製剤を安定的に供給する血液事業、医療事業などの人道的事業を実施しています。

日本赤十字社の様々な事業活動は、赤十字の理念や活動に賛同をいただいた皆さんからの「活動資金」によって賄われています。

日本赤十字社は、日本赤十字社法により設立されている法人で、安全な血液製剤を安定的に供給する血液事業、医療事業などの人道的事業を実施しています。

日本赤十字社の様々な事業活動は、赤十字の理念や活動に賛同をいただいた皆さんからの「活動資金」によって賄われています。

日本赤十字社は、日本赤十字社法により設立されている法人で、安全な血液製剤を安定的に供給する血液事業、医療事業などの人道的事業を実施しています。

日本赤十字社の様々な事業活動は、赤十字の理念や活動に賛同をいただいた皆さんからの「活動資金」によって賄われています。

本年も、日本赤十字社の活動資金募集について、各自治会にご協力を依頼しております。つきましては、自治会役員の方が各世帯を訪問しますので、その際には、赤十字事業の一層の充実、発展という趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。また、自治会に未加入で、赤十字活動にご賛同いただける方は、直接福祉政策課にご連絡をお願いします。

日本赤十字社の基本原則

日本赤十字社は、次の7つの原則によって活動しています。

人道 人間のいのち、健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努める

公平 差別をせず、最も助け

日本赤十字社は、日本赤十字社法により設立されている法人で、安全な血液製剤を安定的に供給する血液事業、医療事業などの人道的事業を実施しています。

日本赤十字社の様々な事業活動は、赤十字の理念や活動に賛同をいただいた皆さんからの「活動資金」によって賄われています。

日本赤十字社の様々な事業活動は、赤十字の理念や活動に賛同をいただいた皆さんからの「活動資金」によって賄われています。

日本赤十字社の様々な事業活動は、赤十字の理念や活動に賛同をいただいた皆さんからの「活動資金」によって賄われています。

災害義援金・海外救援金受付状況

問合せ 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

災害義援金・海外救援金募集のお知らせ

多くの皆さんから温かいご支援をお寄せ頂きありがとうございます。日本赤十字社鶴ヶ島市地区での受付状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)は、次のとおりです。

- 令和5年5月能登地方地震災害義援金 1383円
- 令和5年台風第2号等大雨災害義援金 2737円
- 令和5年6月30日からの大雨災害義援金 6400円
- 令和5年7月7日からの大雨災害義援金 1万3024円
- 令和5年台風第6号災害義援金 793円
- 令和5年台風第13号災害義援金 6416円
- 令和6年能登半島地震災害義援金 242万8646円
- 中東人道危機救援金 6177円
- バンングラデシュ南部避難民救援金 6282円
- アフガニスタン人道危機救援金 6426円
- ウクライナ人道危機救援金 2万7583円
- 2023年トルコ・シリア地震救援金 4万6040円
- 2023年アメリカ・ハワイ火災救援金 2185円
- 2023年モロッコ地震救援金 1481円
- 2023年リビア洪水救援金 1505円
- 2023年アフガニスタン地震救援金 5000円



お預かりしました災害義援金や海外救援金は、日本赤十字社埼玉県支部を通じて被災地域に送金され、復旧・復興活動に役立てられています。

九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間

問合せ先 生活環境課交通安全・防犯担当

①車道が原則、左側を通行・歩道は例外、歩行者を優先
 ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 一時停止標識のある交差点では、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。

③夜間はライトを点灯 無灯火は、周りから自転車が見えにくくなるので非常に危険で

スローガン
自転車も乗れば車のなかま

自転車は車の仲間であることを決して忘れず、ルールを守って利用しましょう。

自転車安全利用五則

④飲酒運転は禁止 自動車の場合と同じくお酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。

⑤ヘルメットを着用 事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

運動期間
 5月1日(水)～31日(金)

埼玉県の重点項目

- ・自転車乗車時のヘルメットの着用促進
- ・自転車損害賠償保険などの加入促進

Jアラート全国一斉訓練を行います

問合せ先 危機管理課防災危機管理担当

市では、全国瞬時警報システム(Jアラート)を設置しています。これは、国から送られてくる緊急地震速報や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星などを通じて受信し、市の防災行政無線で瞬時にお伝えするシステムです。今回、国の主導により、このシステムを使用した全国一斉の情報伝達訓練を行います。

放送を聞いたら、自分の身を守る行動をとってみましょう。災害時などは訓練を中止する場合があります。

放送日時 5月22日(水)11時ごろ

放送内容 「(チャイム音)これは、Jアラートのテストです。(繰り返し3回)こちらは、防災つるがしまです。(チャイム音)」

公共下水道へ接続しましょう～下水道が使用できる区域の方は早期の接続をお願いします～

問合せ先 坂戸、鶴ヶ島下水道組合業務課 ☎049・288・3361

下水道への接続にご協力ください

下水道は、台所、トイレなどから出る汚水を衛生的に処理し、住環境を良好にする施設です。しかし、せっかく整備した下水道も接続しなければ生活環境の改善・水質の保全という効果が発揮されません。下水道法では、下水道が使用できるようにしたら、浄化槽は速やかに下水道へ接続すること、くみ取りトイレは3年以内に水洗化することが義務付けられています。

未接続世帯には職員が普及活動に伺います

当組合職員が戸別訪問での普及活動を実施しています。早期の下水道接続にご協力をお願いします。

下水道への接続は指定工事店で

下水道への接続は、当組合の指定を受けた「坂戸、鶴ヶ島下水道組合指定工事店」でないとい事ができませんのでご注意ください。

水洗便所改造資金貸付金制度があります

新築や建替え以外の下水道への接続工事で、上限40万円



を無利子で貸し付けする制度です。詳細はお問い合わせください。

雨どいは、汚水管へつなぐことができません

汚水と雨水は別々に処理を

市の下水道は汚水と雨水を別々に処理しており、一緒に流すことはできません。雨水を汚水管に流すと、大雨の時は、道路上のマンホールや、宅地内の汚水ますから汚水があふれてしまう恐れがあります。また、下水処理場で汚水を処理しきれず、川や海の水質を悪化させてしまう恐れがあります。

確認しましょう

宅地内の雨水(雨どいなど)が汚水管に流れていないか確認しましょう。現在、誤って雨水を流している方は、雨水を流さないよう改善をお願いします。

高規格救急自動車、資機材車、団車両を更新配備

問合せ先 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部警防課 ☎049・281・3116

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、坂戸消防署に高規格救急自動車および資機材車を更新配備しました。

救急出場件数は全国的に年々増加しており、当組合でも令和5年は過去最高の1万件を超え、救急車の必要性が高くなっています。夜間の活動時に視認性を高めるため、車体に反射材を追加し、安全性を向上させました。

バックドアには、さかばう・つるぼうを表示し、市民の皆さんに愛される車両となることを願っております。

資機材車は平ボディにアコーディオン幌を取り付けた仕様となっており、従来の資機材車よりも収納スペースを増やしたことで、効率よく資機材を現場に搬送できるようになりました。また、後方にパワーゲートがついているため、ボートなどを容易に積載することができ、隊員の身体的負担の軽減につながることを期待出来ます。

鶴ヶ島市消防団では、鶴ヶ島市消防団第三分団車両を更新配備しました。

2月18日に車両伝達式を行



鶴ヶ島市消防団第三分団車両



(左)資機材車 (右)高規格救急自動車

い、鶴ヶ島市消防団第三分団へ配備されました。この車両は鶴ヶ島市消防団では初めての総務省消防庁からの無償貸付車両であり、特徴は救助資機材搭載型で、チェーンソーおよび保護具一式が積載されており、多種多様化する災害への活躍が期待されます。今回の更新によって、市民の皆さんの安心・安全の確保に努めてまいります。

防火管理資格取得(新規)講習会

問合せ先 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部予防課 ☎049・281・3117

消防法施行令に基づく、防火管理資格(甲種)を取得する講習会を行います。

多数の人が利用する事業所では、防火管理の資格を有する人の中から防火管理者を定め、消防本部に届出をする必要があります。資格者がいない事業所は必ず受講し、防火管理者を選任してください。

日時 6月13日(木)・14日(金)
8時30分～16時30分

場所 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部(坂戸市鎌倉町16-16)

※ 駐車場の用意はありません

対象 鶴ヶ島市、坂戸市内在住または在勤で、各事業所において管理監督的な地位にある方

定員 50人程度(申込順)

費用 4000円(テキスト代)

受付 5月28日(火)8時30分～16時

※ 電話での受付のみ

受付手続 5月29日(水)8時30分～17時

※ 前日に受付された方のみ



防火管理資格取得講習会の様子

防火管理者を選任すべき防火対象物	選任すべき防火管理者	
	甲種	甲種または乙種
老人短期入所施設、養護老人ホームなどで収容人員が10人以上	延べ面積に関係なく全て	-
飲食店、マーケット、保育園、幼稚園、病院、老人デイサービスセンターなどで収容人員が30人以上	延べ面積300㎡以上	延べ面積300㎡未満
共同住宅、学校、図書館、工場、倉庫、事務所などで収容人員が50人以上	延べ面積500㎡以上	延べ面積500㎡未満